

第20号議案

加東市火入れに関する条例の一部を改正する条例制定の件

加東市火入れに関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月26日提出

加東市長 岩 根 正

加東市条例第 号

加東市火入れに関する条例の一部を改正する条例

加東市火入れに関する条例（平成18年加東市条例第155号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改 正 前	改 正 後
(火入れの中止) 第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、 <u>強風注意報、乾燥注意報又は火災警報</u> が発令された場合には、火入れを行ってはならない。	(火入れの中止) 第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、 <u>強風注意報、暴風警報、暴風特別警報若しくは乾燥注意報が発表され、又は林野火災に関する注意報若しくは火災に関する警報</u> が発令された場合には、火入れを行ってはならない。

2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき、又は強風注意報、乾燥注意報若しくは火災警報が発令されたときには、速やかに消火しなければならない。

様式第2号（第4条関係）

火 入 許 可 証	
〔略〕	
〔略〕	〔略〕
指 示 事 項	1～5 〔略〕 6 火入れの中止（ <u>強風注意報、乾燥注意報、火災警報発令時</u> ） 7～9 〔略〕
〔略〕	

2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められる場合又は強風注意報、暴風警報、暴風特別警報若しくは乾燥注意報が発表され、若しくは林野火災に関する注意報若しくは火災に関する警報が発令された場合には、速やかに消火しなければならない。

様式第2号（第4条関係）

火 入 許 可 証	
〔略〕	
〔略〕	〔略〕
指 示 事 項	1～5 〔略〕 6 火入れの中止（ <u>強風注意報、暴風警報、暴風特別警報若しくは乾燥注意報の発表時又は林野火災に関する注意報若しくは火災に関する警報の発令時</u> ） 7～9 〔略〕
〔略〕	

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第20号議案 要旨

加東市火入れに関する条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

北はりま消防組合火災予防条例（平成23年北はりま消防組合条例第31号）の改正に伴い、火入れ中止に関する規定を改正するとともに、風勢に関する警報及び注意報に関する規定の整理を行うものである。

2 改正内容

火入れ中止の対象に、林野火災に関する注意報が発令され、及び暴風警報又は暴風特別警報が発表された場合を加えるとともに、所要の文言整理を行うこと。（第14条及び様式第2号関係）

3 施行期日 公布の日